

STOP THE 暴力

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

内閣府男女共同参画局

このパンフレットでは、法律の概要など「配偶者暴力防止法」についてわかりやすく解説いたしました。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）（改正法は、平成 16 年 12 月施行）

1 公布及び施行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日公布、10 月 13 日施行

（配偶者暴力相談支援センター等に係る規定は平成 14 年 4 月 1 日施行）

平成 16 年 6 月 2 日改正法公布、12 月 2 日改正法施行

2 法律の概要

(1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力のみを対象としています。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において、支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすことができます。

- 支援センターの具体的な業務は、
相談又は相談機関の紹介
カウンセリング
被害者及び同伴者の一時保護（ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。）

被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助

被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

- 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努める。

(3) 保護命令

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、裁判所に書面で申し立てることにより、裁判所から加害者に対し保護命令が発令されます。「接近禁止命令」「退去命令」「子への接近禁止命令」があります。

- 接近禁止命令： 6 か月間、加害者に対し被害者につきまとうことや住居（加害者と共に生活の本拠としている住居を除きます。）や職場等の近くをはいかいすることを禁止する命令
- 退去命令： 2 か月間、加害者に対し被害者と生活の本拠を共にする住居から出ていくことや住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずる命令
- 子への接近禁止命令： 接近禁止命令の期間満了までの間、加害者が被害者と同居する未成年の子につきまとうことや住居や学校等の近くをはいかいすることを禁止する命令

保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

(4) 基本方針、基本計画の策定等

- 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 配偶者からの暴力の発見者による通報等
- 警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- 職務関係者に対する研修（被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。）
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進
- 民間団体に対する援助
- 施行後 3 年を目途とした見直しの検討

- 相談したい

- 1 配偶者からの暴力

配偶者からの暴力には、いろいろな形態があります。

配偶者とは、男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。

暴力とは、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力（保護命令は、身体的暴力のみ対象）も含まれます。

- 2 相談

いろいろな機関で相談を行っています。

- (1) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また、市町村が支援センターを設置することもあります。

相談又は相談機関の紹介

カウンセリング

被害者及び同伴者の一時保護

被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助

保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

- (2) 警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

- 加害者がいないところに逃れたい

- 1 一時保護

婦人相談所（各都道府県に必ず1つ設置されています。）では、各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

（一時保護は、民間シェルター等に委託されることもあります。）

- 2 自立支援

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

- 就業の促進（職業紹介、職業訓練等）に関する情報提供
- 住宅の確保（公営住宅等）に関する情報提供
- 援護（生活保護、児童扶養手当の支給等）に関する情報提供等

- 加害者を引き離してほしい

- 1 保護命令

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、地方裁判所に書面で申し立てることにより、裁判所から加害者に対し保護命令が発令されます。保護命令には以下の3つの種類があります。（3つを同時に申し立てることも可能です。）

- (1) 接近禁止命令

6か月間、加害者に対し被害者につきまとうことや住居（加害者と共に生活の本拠としている住居を除きます。）や職場等の近くをはいかいすることを禁止する命令

- (2) 退去命令

2か月間、加害者に対し被害者と生活の本拠を共にする住居から出ていくことや住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずる命令

- (3) 子への接近禁止命令

(1)の命令の期間満了までの間、加害者が被害者と同居する未成年の子につきまとうことや住居や学校等の近くをはいかいすることを禁止する命令

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

- 2 保護命令の申立て

保護命令は、地方裁判所に申立てをします。

申立書には、次の事項を記載します。詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

- 身体に対する暴力を受けた状況
- 更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等

配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合は、暴力を受けた状況などを記載した書面を作成の上、公証人役場に行き、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。

公証人とは、公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。また、公証人による認証についての手数料の額は 11,000 円です。

● その他

1 通報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。(ただし、本人の意思は尊重されます。)

2 国と地方公共団体

国や地方公共団体は、次のことなどを行います。

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)
- 教育及び広報啓発に努めること
- 調査研究の推進に努めること
- 人材の養成及び資質の向上に努めること
- 民間団体の援助に努めること

3 関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

(内閣府) 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>